

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1. 全町に関する方針

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、史跡が2件、登録有形文化財（建造物）が5件、県重要文化財（建造物）が1件、県指定史跡が1件、その他町指定文化財が31件ある。

本町では、平成22年度（2010）に第5次国見町振興計画を策定し、政策の一つとして「地域の資源（たから）を受け継ぎ、心豊かな人を育むまち」を掲げ、町内に数多く所在する文化財を、町民が地域の誇りとして捉え、それが地域への愛着となるよう、文化財が持つ本来の魅力と価値をさらに高めて活用していくことを目指してきた。

町内に現存する史跡を含めた文化財に関しての保存・活用の現状と今後の方針は以下のとおりである。

【史跡】

石母田供養石塔は、昭和10年（1935）に史跡に指定され、覆屋の設置及び地元管理者の協力により保存されている。

阿津賀志山防塁は、昭和56年（1981）に史跡に指定され、平成6年（1994）に策定された『阿津賀志山防塁保存管理計画』に基づいた、計画的な保護を図っている。併せて、『阿津賀志山防塁整備基本構想』を策定し、史跡保存と活用に向けた事業を展開する。

【登録有形文化財（建造物）】

奥山家住宅洋館・奥山家住宅主屋は平成10年（1998）に、松田家住宅主屋・土蔵・表門及び板塀は令和4年（2022）に登録有形文化財となり所有者との信頼関係及び連絡体制を構築し、文化財の現状把握と保存に努めている。また、町のイベントに併せて内部の公開を行う等の活用をしている。

【県・町指定史跡】

県史跡の塚野目第一号墳及び町指定史跡は、町及び地元団体にて草刈りやパトロールなどの維持管理が続けられている。案内ガイドや教育活動の場として活用されている。

【県・町指定有形文化財(建造物)】

県重要文化財の旧佐藤家住宅をはじめ、保存管理・保存活用計画は特段策定していない現状にある。文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、町による定期的なパトロールを実施し、文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

【未指定の有形文化財(建造物)】

旧街道沿いの街道集落や農村集落に現存する歴史的価値の高い有形文化財の中には、老朽化が進行している物件が存在する。これらに関しては、所有者へ文化財として保存・活用してもらえよう周知していくとともに、価値のあるものとして認識する契機となるよう

な取り組みを推進し、歴史的風致形成建造物や町指定文化財等への指定を進める。

【町指定無形民俗文化財】

地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。そのため、用具の修理や活動記録の作成、古文書類の保存を行い、後世への継承を支援する。

【天然記念物】

本町には、国指定の天然記念物「ニホンカモシカ」(地域を定めず指定)、町指定の天然記念物が2件、福島県緑の文化財2件が所在する。個別の保存管理計画を定めていないが、地区の住民による保存がされている。

(2) 文化財の維持・修理に関する方針

文化財のうち有形文化財は、経年劣化や災害等の外的要因によるき損の恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、き損した場合の適切な修理が求められる。旧佐藤家住宅では、年に3～4回住宅内の燻蒸作業を行い、害虫やかびの被害への予防対策を講じている。また、その他の文化財においても、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、歴史の真正性を担保するため、史料に基づき事前の調査研究を十分行い実施する。

なお指定文化財の修理は、文化財保護法や福島県・国見町の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や福島県教育委員会、福島県文化財保護審議会、国見町文化財保護審議会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施する。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財は、歴史的風致形成建造物や町文化財等への指定を図り、必要に応じて所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。



■旧佐藤家住宅燻蒸作業



■土壁の修繕作業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町は、国見町観月台文化センター内の歴史資料室が、文化財を展示・活用する施設となっているが、博物館的機能や町の文化財を総合的に情報発信する機能は十分ではない(平成23年の東日本大震災による役場庁舎の被災により観月台文化センターが仮庁舎の役割を担っていることから現在閉鎖中)。このことから、今後これらに関する機能を持ち合わせた施設の整備を進める。

また、町内に所在する多数の文化財を広く情報発信し、より多くの人達に文化財や本町の歴史に対する興味・関心を持ってもらうため、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。さらに、文化財周辺の環境整備として、駐車場やトイレ等の便益施設の設置・改修をすることにより、文化財の活用を促進する。



■国見町観月台文化センター歴史資料室



■文化財案内板

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は単体のみではなく、周辺環境とともに構成されるものであり、文化財の価値や魅力が損なわれないように留意して周辺環境と一体となった保全を図る必要がある。

そのため、文化財周辺の景観を阻害する要素の改善や除却を推進するとともに、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設を新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

火災や地震等の災害による文化財の損失を防ぐため、個別の有形文化財毎に防災対策を検討する等、被災リスクの予防・軽減を図ることが求められる。

火災に関しては、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の早期発見・初期消火・延焼防止といった迅速な消火体制の確保、万が一の火災発生時には迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知機や消火設備等の防火設備の設置とともに、文化財を保存する上で必要

と考えられる防火設備の設置を推奨する。また、文化財防火デーには、町消防団と連携して有形文化財に指定された建造物での消火訓練を実施する。文化財の所有者に対しては、防災に係る周知と防災教育の取り組みを通して日常の防災意識の向上を促進する。

地震災害への対策は、文化財の耐震状況を把握し、耐震補強工事の実施を検討する。

また、美術工芸品等の有形文化財は、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。



■国見町消防団による消火訓練(文化財防火デー)



■自動火災報知機の設置状況

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本町では、本町の文化財の活用を効果的に行うために、町内外の多くの人々に文化財の存在を知ってもらい理解してもらう機会を提供する、普及・啓発の取り組みを行ってきた。

奥山家住宅などの歴史的建造物等については、町のイベントや文化財公開デーなどの機会に内部を公開し、町内外の人々へ魅力を発信している。

これまでの活動と合わせて、その他にも案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、国見町文化財ボランティア等によるガイド活動や講演会・シンポジウムなどのイベントの開催等により、文化財に対しての普及・啓発を広く図っていく。そのために、様々な文化財を周遊して文化財の面白さを体感したり、本町の歴史性を感じることができるよう、個々の文化財を結びつけるストーリーとして歴史的風致を活かすなど、文化財を巡る散策路として一体感のあるパンフレット・マップ作成を推進する。

また、地域に根差した神楽や祭礼等の無形民俗文化財の継承者を育成するために、将来の担い手である子どもを中心に、無形民俗文化財への愛着を育むための取り組みを推進する。



■奥山家住宅洋館の一般公開



■イベント「ふるさと歴史教室」

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、126ヶ所存在する。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福島県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務は企画調整課の地域振興係が担当している。職員は、文化財保護の専門調査員として会計年度職員1名、事務職として職員3名、文化財保存ガイダンス施設管理として会計年度職員2名が携わっている。

また、文化財行政に関わる諮問機関として、文化財保護法第190条第1項及び国見町文化財保護審議会条例に基づき、国見町文化財保護審議会が設置されている。国見町文化財保護審議会は、10人以内の委員で組織され、現在は学識経験者等で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、国見町文化財保護審議会に諮り指定していく。



■埋蔵文化財の発掘調査



■国見町文化財保護審議会

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、本町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す 10 団体であり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形の民俗文化財を保護するために活動している団体等、多種多様な活動を展開している。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、財政支援、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

また、これらの団体以外の町内会や氏子・檀家等の組織に働きかけ、文化財の保存・活用に向けた取り組みの推進や保存会などの団体設立についても、助言・指導を進めていく。

■国見町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
国見町郷土史研究会	町全体	国見町の歴史・文化の調査・情報発信 同会誌『郷土の研究』の発行
くにみ案内人	町全体	町内文化財の案内ガイド
国見町歴史まちづくり フォーラム	町全体	国見町の歴史を活かしたまちづくり について実践的な研究・提言、啓蒙活動等
小坂まちづくりの会	小坂地区	パンフレットの作成、旧羽州街道に関わ る案内板・解説板の設置、ウォーキング 大会等の実施
内谷春日神社 太々神楽保存会	内谷地区	内谷春日神社太々神楽の継承及び祭礼 での奉納、町イベントでの公演等
錦町太鼓保存会	藤田地区	鹿島神社例大祭に関わるお囃子の継承、 例大祭・町内イベント等での太鼓演奏
佐七流太鼓保存会	藤田地区	太鼓・笛等のお囃子の継承活動
国見伝統文化保存会	藤田地区	鹿島神社例大祭の保存・継承
あつかし山ビッグツリー 実行委員会	大木戸地区	阿津賀志山山頂にツリー状の電飾を設 置する活用を実施
一社) 二重堀サポート ネットワーク	西大枝地区	阿津賀志山防塁下二重堀地区周辺に存 在する公園・蓮池及び育成の管理

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、史跡が2件、登録有形文化財（建造物）が5件、県重要文化財（建造物）が1件、町指定文化財が7件の合計15件の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福島県文化財保護条例、国見町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきた。今後、「歴史文化基本構想」を策定し、地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用を進めていく。

【史跡】

阿津賀志山防塁は、『阿津賀志山防塁保存管理計画』及び『阿津賀志山防塁整備基本構想』に基づき、計画的な保存とともに整備・活用を図る。

【登録有形文化財（建造物）】

奥山家住宅洋館・奥山家住宅主屋及び松田家住宅主屋・土蔵・表門及び板塀は、個別の保存活用計画は策定していないが、所有者との信頼関係及び連絡体制が整っており、今後も継続的な文化財の現状把握に努める。

【県・町指定有形文化財（建造物）】

県重要文化財の旧佐藤家住宅をはじめ、保存活用計画は特段策定していない現状にある。文化財の保存に必要な日常管理は基本的に所有者または管理者により実施されているが、町による定期的なパトロールを実施し、文化財の現状把握と不具合の早期発見に努める。

【未指定の有形文化財】

旧街道沿いの集落や農村集落に現存する歴史的価値の高い有形文化財の中には、老朽化が進行している物件が存在する。これらに関しては、所有者へ文化財として保存・活用してもらえよう周知していくとともに、所有者が価値のあるものとして認識する契機となるような取り組みを推進する。また、歴史的風致形成建造物や町指定文化財等への指定を進める。

【無形民俗文化財】

地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【天然記念物】

光明寺地区にある御瀧神社の湧水は、個別の保存管理計画は策定されていない。地区の住民による適正な保存・活用を継続的に展開していく。



■ 石造建造物の悉皆調査



■ 歴史的建造物調査

【歴史的町並み調査事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）

所在調査や建築等の詳細調査を行い、歴史的風致形成建造物への指定を促進する。

【国見石保存・活用調査事業】（平成 27 年度～平成 29 年度）

国見石を使用した建造物の悉皆調査や国見石の利活用の検討をする。

【地域の文化遺産の総合的な把握のための調査事業】（平成 27 年度～平成 31 年度）

地域文化遺産の総合的な把握に向けた調査及び記録作成をする。

(2) 文化財の整備・修繕に関する具体的な計画

重点区域内においては、史跡阿津賀志山防塁の史跡整備を行う。

史跡阿津賀志山防塁は、平成 20 年(2008)から行っている範囲確認調査の成果に基づき、史跡の追加指定と公有化を進める。また『阿津賀志山防塁整備基本構想』に基づいて史跡整備を行う。

登録有形文化財(建造物)の奥山家住宅洋館・奥山家住宅主屋及び県重要文化財(建造物)の旧佐藤家住宅については現状の把握により計画的な修繕を図る。登録文化財奥山家住宅主屋・洋館及び県重要文化財旧佐藤家住宅は、平成 23 年(2011)の東日本大震災および令和 3 年(2021)の福島県沖地震により被災し、災害復旧の修繕工事が完了している。しかし、令和 4 年(2022)の福島県沖地震によりまたも被災し、災害復旧の修繕工事を行っている。その他、町指定文化財及び国見町歴史的風致形成建造物に指定した建物とともに、屋根・外壁等に経年劣化による傷みが進行する恐れがあることから、現状の把握に努め必要に応じた対策を講じる。



■阿津賀志山防塁下二重堀地区



■奥山家住宅洋館 災害による修繕

【阿津賀志山防塁史跡整備事業】(平成 27 年度～令和 6 年度)

阿津賀志山防塁の史跡の保護環境を整え、発掘調査を行う。

(3) 文化財の活用・教育普及のための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、現在国見町観月台文化センター歴史資料室がその役割を担っているが、活用ならびに教育普及に関する施設としては十分ではない。

町内外の人々に、町の歴史や文化財の紹介等を含めた本町の歴史を活かしたまちづくりの情報発信の総合拠点となる施設の整備を行う。併せて、町内で廃校となった小学校の改修工事を進め、文化財の公開及び整理・收藏のための施設として活用する。

さらに重点区域内に分布する文化財周辺に、公園、駐車場やトイレ等の便益施設の設置を進め、来訪者をもてなす環境の整備を図る。



■ 歴史文化の情報発信の拠点施設を整備



■ 阿津賀志山防塁周辺の整備事業

【阿津賀志山防塁史跡アクセス道整備事業】(平成 30 年度～令和 3 年度)

阿津賀志山防塁へ観光客を誘導するアクセス道を整備する。

【阿津賀志山防塁歴史公園整備事業】(平成 30 年度～令和 4 年度)

下二重堀地区に園地整備する。

【情報発信拠点整備事業】(平成 27 年度～平成 28 年度)

国見町の歴史や文化の情報発信の拠点となる施設の整備をする。

【文化財保存ガイダンス施設整備事業】(平成 27 年度～平成 29 年度)

本町の歴史・文化に関する資料の收藏・保管・展示の施設を整備する。

【周遊性向上検討・案内板設置事業】(平成 27 年度～令和 3 年度)

本町に点在する文化遺産を効率よく周遊できるよう案内板の設置をする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

建造物や遺構等の文化財を取り巻く環境については、その景観の保存も必要となる。重点区域内の指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺区域については、文化財を核としてその周辺環境を一体として保存するために、景観条例の制定及び景観計画を策定する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、国見町教育委員会と国見町消防団が連携し、県重要文化財の旧佐藤家住宅等の有形文化財での消火訓練を行う。文化財の予防対策として、消防法で義務づけられている自動火災報知機や消火設備等の防火設備の設置とともに、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。また、奥山家住宅洋館・主屋についても、同様の防災対策に努める。

(6) 文化財の継承・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。そのため、訪れる人々の周遊の手助けとなるように案内板や説明板を整備する。また、町内外の人々への普及啓発イベントを実施するとともに、将来の担い手である児童・生徒に対し、本町の歴史や文化財に係る授業を行い、本町の歴史や文化財を知るための読み物を作成する等、自分たちの町への誇りや愛着を育み、新たな魅力の発見に寄与する取組みを推進する。



■旧佐藤家住宅にて太々神楽奉納



■シンポジウムの開催

【無形民俗文化財活動支援事業】(平成27年度～令和6年度)

活動の内容の把握と映像による記録作成、及び用具の修繕・財政支援を行う。

【国見町歴史文化読本作成事業】(平成28年度～令和6年度)

郷土愛と誇りの育成に取り組むため、町内小中学生向けの副読本を作成する。

【歴史を活かしたまちづくり推進事業】(平成26年度～令和6年度)

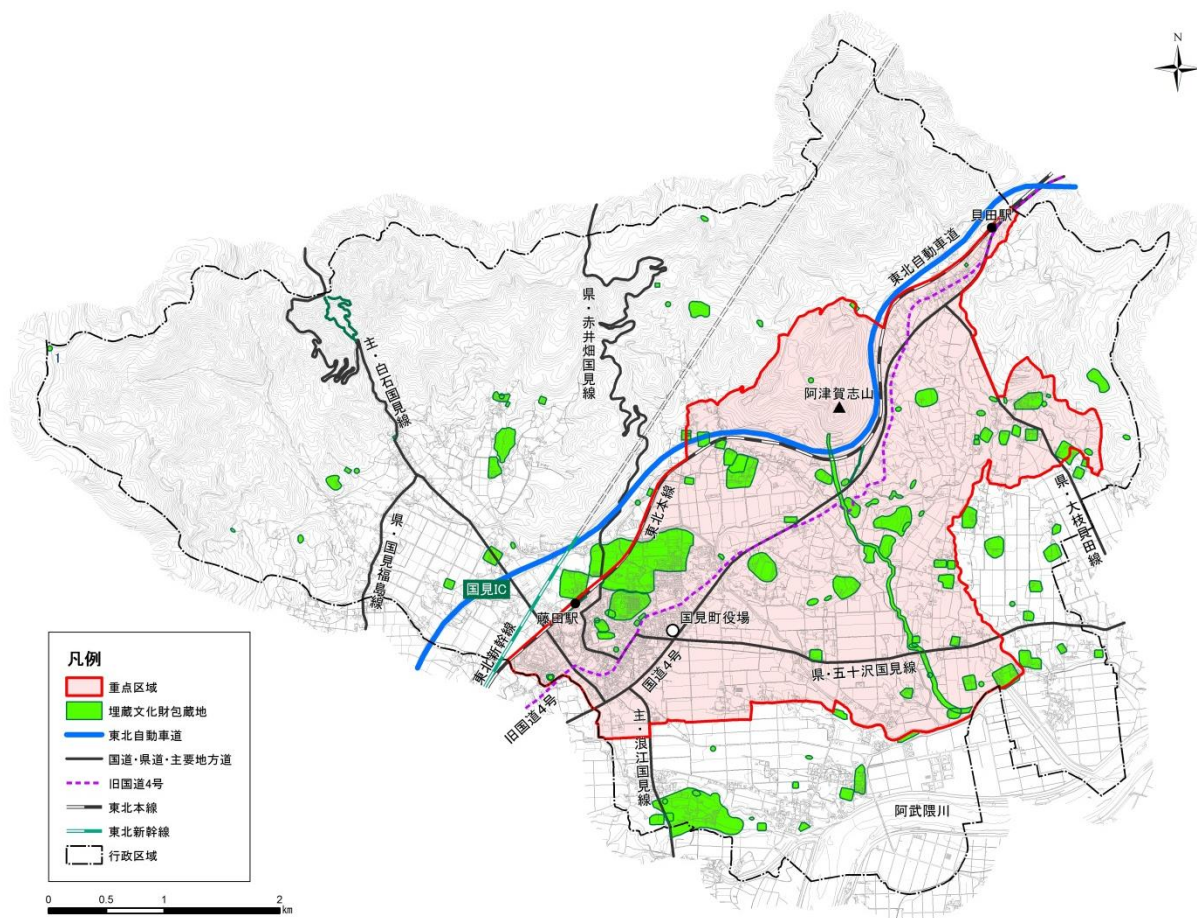
歴史を活かしたまちづくりの啓発のためのワークショップ、シンポジウム、景観形成に係わる講演会等を開催する。

【案内ボランティア育成事業】(平成27年度～令和6年度)

町内の歴史文化遺産について訪問する観光客等に説明・案内できる人材を育成する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、69ヶ所存在しており、我が国にとって重要な遺構として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。



■重点区域と埋蔵文化財包蔵地

※この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号平成 26 情使、第 590 号)

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、「国見町郷土史研究会」と、「くにみ案内人」、「国見伝統文化保存会」、「国見町歴史まちづくりフォーラム」、「あつかし山ビッグツリー実行委員会」、「錦町太鼓保存会」、「佐七流太鼓保存会」、「(一社) 二重堀サポートネットワーク」の8団体がある他、各地域の自治会や氏子等が存在しており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、自主的なまちづくりに係る団体やひいては本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人の指定と育成を図る。

【無形民俗文化財活動支援事業】(平成27年度～令和6年度)【再掲】

活動の内容の把握と映像による記録作成、及び用具の修繕・財政支援を行う。